

子ども・子育て会議基準検討部会（第35回）

議 事 録

内閣府子ども・子育て本部子ども・子育て支援担当

子ども・子育て会議基準検討部会（第35回）

議 事 次 第

日 時 平成29年11月29日（水）10:00～12:00

場 所 中央合同庁舎4号館12階共用第1202会議室

1．開 会

2．議 事

（1）公定価格について

（2）その他

3．閉 会

無藤部会長 1分早いかもしれませんが、定刻ということで第35回「子ども・子育て会議基準検討部会」を開始いたします。

お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございました。

それでは、本日の委員の御出欠につきまして、事務局より御報告をお願いいたします。

西川参事官 委員の御出欠について御報告申し上げます。

太田委員、佐藤栄一委員、渡邊委員におかれましては、本日、所用により御欠席です。また、尾崎委員、関委員、蜂谷委員、安永委員におかれては、本日、所用により御欠席ですけれども、近藤代理人、新山代理人、羽柴代理人、重富代理人にそれぞれ御出席をいただいております。

本日、定足数である過半数は満たしておりますことを御報告申し上げます。

以上でございます。

無藤部会長 ありがとうございました。

資料につきましては、議事次第に記載のとおり資料1から参考資料までお配りしてございます。漏れなどあれば事務局にお申しつけください。

それでは、議事に入らせていただきます。本日の予定でありますけれども、「公定価格について」「その他」となっております。

事務局から御説明をお願いいたします。

西川参事官 前回の部会におきまして、事務局のほうで3つの論点を示したところですが、資料1をごらんいただきまして、前回11月14日の部会で御議論いただきました意見につきまして、この資料1のとおり事務局でそれぞれ3つの論点に沿って分けさせていただいております。漏れのないように留意しながらポイントを記載させていただきまして、さらに新たに加えるべきような点あるいは表現が尽くされていないような点がございましたら、後ほどの時間の中で御発言賜ればと存じます。

なお、公定価格に関する3つの論点以外につきましても前回、御意見を頂戴いたしましたけれども、この資料1ではなくて通常どおり、議事録に記載させていただいていることを申し添えます。

また、前回いろいろ御意見いただいた中で、特に資料1の1枚目の主な意見の7つ目ぐらのポツのところ、各施設の規模、地域等々の違いを踏まえて収支差をどう評価するかということで、いろいろなクロス集計を介護とか医療では出されているわけですが、そういったものもデータとして提供すべきではないかという御意見を前回、頂戴いたしております。我々のほうでもそこは精査いたしておりますので、きょうそこは間に合っておりませんので、後日、いずれにしても統計法に基づく公式な統計でございますので、公表させていただきたいと思っております。きょう間に合っていない点につきましては御留意願いたいと思っております。

資料1につきましては以上でございます。

巽保育課長 資料2でございます。

前回、駒崎委員から32万人の根拠を示すようにという御指示がございましたので、それについての資料でございます。

そもそも子育て安心プランの32万人につきましては、30年から34年度末までの5年間でどれだけ受け皿整備が必要かということで出したものでございます。これにつきましては、女性就業率が35年に80%に達するというのは、25-44歳の女性就業率でございますけれども、24年から28年を見ましても、1ポイントずつ女性就業率というのは上がってきているところでございます。未就学児童数というのが書いてありますが、これにつきましては日本の将来推計人口、これはことし出しましたけれども、その中位推計を使用しております。

保育の利用申込率でございますが、女性就業率と保育の年齢ごとの利用申込者数というのが極めて相関関係が高うございます。特に1～2歳、3歳以上につきましては0.7以上の相関関係がありまして、0.7以上の相関関係というのは極めて高いという数字が出ております。そういうことから女性就業率80%の場合の保育の利用申込率、これは利用率ではなくて利用申込率ということで、例えば特定の保育園を希望するようなものとか、そういった潜在ニーズも含めた利用申込率となっております。それを80%の場合は相関関係の高い利用申込率が53.6%と、これは全体平均でございますけれども、それを掛けまして、最終的に平成35年度4月までには295万ということで利用申込者数が見込まれるということで考えております。

それと28年度の実績の利用児童数が246万、それと、ことしの春に子育て安心プランは発表したわけですが、当時の加速化プランに基づく28年度、29年度の拡大見込み量が17万ございました。そういうことから246を17万足して263万。実際に今回、総理から35年から2年前倒しするというので32年度末までに整備をすることになりましたので、295万から263万を差引いて、32万という数字を出したところでございます。

以上でございます。

無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明を2つの資料についていただきましたので、皆様から御意見、御質問を頂戴したいと思います。毎度申し上げて恐縮でございますけれども、時間の関係上、1人3分ということで御発言の御協力をよろしくお願いいたします。

また順番に御発言いただきますけれども、駒崎委員は早目に御退室ということなので、まず御発言いただきたいと思えます。

駒崎委員 大変申しわけございません。内閣府で審議会が同時間帯に同じ階でありまして中座をさせていただくため、一番最初に御発言させていただきたいと思えます。全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。

私の意見は意見書にまとめております。2ページからごらんいただけたらと思っております。先ほど異課長から御発言があった保育ニーズ32万人という予測なのですが、これは既に破綻しているのではないかと、指摘させていただきたいと思っております。

異課長がお出しいただいたこの資料なのですが、昨年9月の推計に基づいて行われてい

るのですけれども、おっしゃっていただいたように平成33年に295万人を目指すぞと。平成30年、来年4月では263万人だから差分の32万人を何とか頑張って3年でつくっていこうということだったとっております。これが32万人の根拠です。

次のページをおめくりいただきまして、そうすると295万がゴールなのねと皆さん思われますよね。先々月、9月の子ども・子育て会議で配られた資料を皆さんごらんになっていると思います。思い出してみたいと思いますのですが、それが下のシートです。待機児童の解消に向けた取り組みの状況についてという資料なのですけれども、見て順調に保育確保量、保育の受け皿量がふえているなど見えると思うのです。

最新の資料では平成30年4月の棒グラフをごらんください。緑のグラフなのですけれども、受け皿量は企業主導型保育合わせると300万1,710人分確保されることになっているわけです。来年4月ですので、今は11月ですよ。なのでもう開園の申請とか出していますので、ほぼほぼ固い数字です。さっき295万人ゴールと書いていましたね。295万人ゴールで、来年265万人だから32万人の差があるよね、頑張ろうという話だったのに、300万人、来年行きますよね。ということで既にずれています。既にして昨年の推計が陳腐化しているという状況になっているわけです。何の意味もない数字に32万人というのがなっているわけなので。なのですけれども、32万人、3年で解消していこうということを安倍総理が所信表明演説で先週、言ってしまうという大変シュールな事態になっているわけなので。これはどう考えてもおかしいですよ。

だとするとどうすればいいかということなのですが、次のページなのですが、保育ニーズの測定し直しをするべきかなと思っております。なぜならば、来年300万人確保されるのですけれども、いまだに待機児童がかなりいる。減っていないですよ。ということは295万人目標というのは意味がなかったということになるわけなので。では何人分つくればいいのかということをおっしゃるのをお聞きしたいです。

この政府の推計なのですけれども、先ほど申込者数と相関していて0.7でとおっしゃっているのですが、何で申込者数という狭くとれる指標を使っているのかよくわからないのです。申込者数を使った瞬間にニーズが圧縮されるのです。

どういうことかということ、皆さん御案内のとおり現在、都市部においては基本的にはフルタイムでなければ保育所に入ることというのは難しいわけです。例えば私の友人は週3のフリーランスなのですけれども、保育園に申し込もうと思っても、それは難しいのでということで申し込み自体、諦めました。実際に野村総研の調査でも、ニーズがあるのだけれども、申し込みしなかった人の1位の理由が、どうせ入れないと思って諦めたということなので。そういう人は4割ぐらいいるそうです。保育園に入れなかった人が。なのでそうした方々はそもそも申し込みすらしていないので、この推計からは漏れてしまうのです。でも保育園に入れるのだったら入りたいと思っているわけです。潜在ニーズを持っているわけです。

だから申込数で置くのではなくて、普通に未就学児の数×母親の就業率×(1-保育園

を積極的に使いたくない人の層)、幼稚園を絶対に使いたいとか、おじいちゃん、おばあちゃんに絶対に預けたいという人も一部いるので、その人を引いた数を掛け算していけば、保育ニーズというのは捉えられるわけなのです。だからそれを素直にしていだけたら、恐らく我々がここで共有できるゴールがきちんと定量的に設定できるわけなのです。わざと申込率とか申込者数とかとると、いきなり数が少なくなって95万人で既にニーズを満たしているはずですよとなってしまいうわけなので、ここはちゃんと潜在ニーズも踏まえて推計をし直してください。

重ねて言いますけれども、今まさにこうした保育ニーズすらまともにはかかれていない状況なのに、無償化しようと言うのはおかしいです。今、無償化していない状況で既に待機児童がたくさんいて、かつ、保育ニーズもはかかれていなくて、保育ニーズがはかかれていないのだけれども、何となくつくっていきこうみたいになっていてという状況の中で無償化したらどうなるか。さらにニーズがふえるのです。そのお金はどうするのか。そのお金はちゃんと確保されているのですか。我々が子ども・子育て会議ですずっと言い続けてきた保育の質の改善、3,000億って来ましたっけ。まだ来ていないですよ。にもかかわらず無償化ですかということで、全く筋が違うということですので、まず皆さんにお願いしたいのは、この保育ニーズを見える化して、本当に何人がゴールなんだということを出して、そこからきちんと財源を確保して、それでやっていきましょうという計画をつくっていくという極めて常識的なことを提言したいと思います。

以上です。

無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、順番にお願いいたします。

秋田委員 東京大学の秋田でございます。

前回の部会に出席できませんでしたので、こうした形で取りまとめをいただいたこと、ありがたく感謝申し上げます。

今、保育ニーズの見える化というお話をいただいたのですけれども、それは大事なことと私も思います。一方で教育・保育の質の向上という観点につきまして、公定価格等で公費が投入されるということは、教育・保育の現行の質を見える化していくことが極めて重要であろうと思っています。なぜなら3歳から5歳の段階におきましては、ほぼ99%どこかの施設にみんなが入っている。しかし、その質を上げていくことが、これからの人材育成を考えたときに必要になってきます。それは市区町村に情報を出すだけではなくて、今後、保護者や未就園で保育所や幼稚園、こども園を選択していく人のためにも、各園が教育課程や保育課程、どのように実施しているのかということをやより見える化していくことが、質の向上の手立ての一つにつながるだろう。キャリアアップで保育士や幼稚園教諭の質向上という、保育者側のキャリアアップは賛成ですが、一方で教育課程や全体的な計画を今回、カリキュラムの改定をいたしますので、ぜひともそれを見える化して各園ができるように、経営実態というお金の側だけではなくて、今後、運営実態としての課程の内容

を見える化していただけたらありがたいと思っております。

その根拠としては、2年前に私どもの東大のCEDEPで調査をいたしましたところ、教育課程やその当時保育課程と呼んでいましたが、それについてまず編成しているかどうかを聞くと、5%は編成していないという答えが返ってきております。それから改善する、向上するために毎年見直しをしているかというところにつきましては、施設類型によって若干違いますが、25~30%の園は見直しをしていないと率直に回答してくださっています。しかし、今後、教育・保育の質の向上を考えますと、どのように自分たちの保育や教育が内容しているのかということを見える化していく。公費が投入されるということは、責任を持って保育・教育はこういうことをしているんですというようなことを見える化して、具体的な情報を保護者や社会一般にホームページ等を通して出していくことが必要であろうと思います。特に働く女性がふえればふえるほど、いろいろ広域利用の実情も起こってきます。そうしたところでも園が情報を発信していくことが必要であろうと思います。

また、既に御意見で出ていますけれども、幼児教育アドバイザーあるいは乳幼児の保育・教育のアドバイザーが全国展開されることによって、各園の質の向上だけではなく、各地域の保育の質の向上をより積極的にしていくことと、この公定価格の問題というのが連動しない限り、お金は投じられる。しかし、質が本当に上がったかということが明確にならないと思いますので、それをぜひ進めていただきたいと思います。

2点目として、今度は経営実態調査を含めた今後の実態把握のための課題ということです。いろいろな施設類型によって実態調査にそこがあったということは、いろいろ議論がなされているわけですが、今後も継続して3年とか5年に1回、園の負担にならない範囲で進めるべきだと思うのですが、今回は3府省が調査項目をつくられました。そして、その後、実際に報告されているいろいろふぐあいとか、もっと観点としてこういうものが盛り込まれるべきであったということが議論されております。今後は3府省だけではなくて、この部会のように各種団体とか専門家が入って、調査用紙そのもののデザインにも意見を入れて、調整をした経営実態調査をしていく。信頼性を上げた経営実態調査をしていただくことが必要ではないか。そういう意味で調査内容や手法と同時に、それを実施する主体やそのあり方ということについて御検討をいただけるとよろしいのではないかと思います。

以上、発言の時間を超過していますという紙も回ってきたので終わりにしたいと思います。

無藤部会長 ありがとうございます。

王寺委員、お願いします。

王寺委員 全国認定こども園協会の王寺です。

まず第1点目に、前回の子ども・子育て会議基準検討部会で、うちの者が質問しました平成29年度認定こども園施設整備交付金の現状について御回答をお願いしたいということ。

2点目が、以前も会議で話しておりましたが、処遇改善 における2号、3号のキャリ

アアップ研究会において、各都道府県でさまざまな取り組みが行われているのが現状です。それに伴い現場は大変混乱しております。特に認定こども園のものが示されないうちに1号部分のキャリアアップ研修においても示されない、また、さらに認定こども園が受講するスキームも示されていない。どうかこのところの事務連絡等を各都道府県に早く流していただきたいということ。

3点目が、昨今の報道にて2兆円のパッケージの中に幼児教育の無償化に加え、保育士処遇改善も行うという報道がなされているが、本当に2兆円のパッケージの中でおさめることができるのか。

4点目が、先ほどから言われている無償化についてですが、これは本当に日本の歴史上、これまで子供たちの議論がこんなになされたことはなく、また、長年の私たちの思いであった無償化なのですが、その前にいろいろな課題が山積しているのではないかと思います。まず待機児童対策としての施設の拡充、質の向上のための先ほどおっしゃられました0.3兆円の確保、公立・私立の職員給与の格差是正、認定こども園等の施設の本来の評価。これは社会福祉施設の評価ではなく、また、学校評価でもない認定こども園としての評価がないということ。それから、認可施設、私学助成幼稚園は一定基準の無償化となる場合の差額。認可外施設にどうしても先ほど駒崎委員がおっしゃったように入れなかった人たちに対して、家庭に対しての差。公立幼稚園の4歳児から受け入れの是正、0～2歳の子供たちが無償になっていた場合、在宅で子供を養育している場合には何も出ないとなると、もっとそういう施設に入れるという人がふえるのではないかとということで、先ほどもおっしゃったように待機児童が増加するのではないかと。最後に、医療的ケアを必要とする子供たちに対する補助金等はどうなっているのか。しっかりとそういう山積している問題を解決した上での無償化ということに対して、私どもは期待しているわけです。

以上です。

無藤部会長 ありがとうございます。

尾木委員、お願いします。

尾木委員 公益社団法人全国保育サービス協会の尾木です。

待機児童の解消ということで目標値を立てて、それに合わせて保育の受け皿を拡充するということが進められているわけなのですが、潜在的ニーズをどのように見込むかということが今課題となっています。どうしてもすぐに働かなければならない状況にある方たちの受け皿ができてくると、もしや自分も入れるなら利用したいという方が圧倒的に多いわけなのですが、希望すれば全てを受け入れるということを考える一方で、本来は今すぐ働かなくてもいい状態であって、できるなら子育てをしながら少しずつ社会復帰をしたいとか、多様なかたちで子育てを考えていらっしゃる方は非常に多いと思うのです。では在宅で子育てをしている方たちを支える一時預かり事業ですとか、そういったものは保育所の待機児童のようにこれだけニーズがあって、これだけ利用したいけれども、利用できない人がいるというのが数としては見えてきません。利用できなければ多くの方は諦めて

いるわけです。それで家庭でひとりぼっちで子育てをするというような状況も考えられますので、待機児童対策の解消と同時に、特に低年齢児を在宅で子育てしている方たちが利用できる一時預かり事業の充実というものにももう少し目を向けていただけないかなと考えています。

以上です。

無藤部会長 ありがとうございます。

小塩委員、お願いします。

小塩委員 小塩です。幾つかコメントを申し上げます。

まず公定価格についてです。効率性、公平性の観点から適切に評価することは非常に重要なことだと思うのですが、そこでまず前提になるのは、会計基準をできるだけそろえるということが重要だと思います。現時点ではいろいろな施設によって会計基準が異なりますので、経営実態の比較がなかなか難しいという点は大きな問題だと思います。

2点目ですが、いただいた御意見を見ますと収支だけで見るとは困るという御意見が多いのですが、やはり公費が入っていますね。税金が入っているということですので、管理業務についてはできるだけコスト削減をしていただくことが、納税者からの観点から重要なことだと思います。

私どもは国立大学法人なのですが、最近では、昼休みは事務室は照明を切っております。そこまでやる必要があるのかなとも思うのですが、管理業務についてはできるだけ適切なコスト管理をしていただきたいと思います。

基本分単価については、地域性や施設の規模を反映して設定されているわけですが、もう少し法人単位で見た規模なども踏まえて設定することも考えていいと思います。これだけ子育て支援のお金が大きくなりますと、公定価格についても介護や医療と同じようにベースをまず固めて、その上でいろいろな条件を加味するというメリハリをつけた設定も考えてよいと思います。

政策評価の枠組みを考えておく必要もあると思います。私は実は生活保護の審議会にも入っております。生活保護を受けている人たちの就業支援策がいろいろ展開されているのですが、なかなか効果があがっていないという批判があります。それに対していろいろな材料をそろえて検証しようと思っているのですが、なかなかその検証が難しいです。今回いろいろな政策を展開されるわけですが、それを事後的に評価する仕組みを用意しておく必要があると思います。

その点で重要なのは、先ほど御意見がありましたけれども、質の見える化です。これが重要なのですが、ここにいらっしゃる方々はどちらかというとサービスを提供する、供給するサイドの人たちが多いと思うのですが、質の評価はサービスを受ける人たちがすることになります。子供たちあるいは親御さんが評価する主体になると思いますので、サービスの見える化をする場合は、サービスの受け手の人たちがどのように考えているのかを客観的に評価する仕組みをあらかじめ用意しておく必要があると思いました。

以上です。

無藤部長 ありがとうございます。

加藤委員、お願いいたします。

加藤委員 全国幼児教育研究協会の加藤でございます。論点整理ありがとうございました。

教育の質の向上部分の中黒の4つ目のところですが、以前、私からもお話を申し上げていたところですが、自治体の混乱の前に先ほど王寺委員からも話題がありましたけれども、現場の研修がかなり混乱をしていて、どう整理しているのかわからない方が多い状態です。厚労省からのガイドライン、文科省からの研修イメージ図はわかります。この2つで認可園も含めてカバーして、どちらの研修でもいいですし、両方を重ねてもいいですよという形で進めさせていただいていいのか、内閣府として認定こども園のための研修をさらに上乘せられるのか、3府省がそろって通知が多分出るはずだと思いますが、通知が出ていないので、自治体のそれぞれがそれぞれの解釈をしていて混乱している状況にあります。来年度の研修は、それぞれの都道府県や団体に現時点でも企画が始まり講師をお招きする算段になっていまして、これが来年の研修の部分、処遇改善がどういう扱いになっていくのかということが非常に不安になっているというのが1点です。ですから早く通知をお出しいただきたいと思います。

2点目です。働く方は今や保育所か認定こども園だということではなくて、私立の幼稚園プラス一時預かり事業における預かり保育を使っても、仕事と保育、教育は両立できることになっていると思います。私立の大都市部がなかなか伸びていない中で、一時預かり事業というのは非常に大事な位置を占めていると思っていまして、その推進と広報は非常に大事です。幼稚園に行っても働くことと両立できるんだという時代になっているのだけれども、市区町村が参入障壁になっているわけです。これは何かというと、それぞれ市区町村で一時預かり事業にしても求められる書類が違うのです。量が違う、枚数が違う、集計のやり方が違う。もっとわかりやすく言うと年少、年中、年長というまとめ方と、逆の入り方をするとか、そうするとこれをITで処理することもできない。全部手書きで市区町村ごとに書きかえていかなければならないということが発生してきます。その事務量は大変大きいのです。それでちゅうちょする面も多い。

前から申し上げているように、私立幼稚園はいろいろな市区町村からお子さんが教育を選んで入っていらっしゃる。先ほど秋田先生からも広域になっていくだろうという話でありますので、ぜひ共通のプラットフォーム、書類上必要であり最小限のこれだけきちんと書類が用意されればいいよ、全国このフォーマットでいいよとなればITで処理することもいっぱいありますし、市区町村の名前だけとりかえていけばいいわけですから、どこまで情報を書けばいいのか統一をお願いしたいのです。市区町村によっては子供の名前と利用時間数を日々書いて、それを月集計してとか、逆に提出は要らないよというところもありますし、そこをぜひ統一化をお願いしたいと思います。

最後にもう一点だけ。一時預かり事業についてですけれども、障害のあるお子さん、特別に支援が必要なお子さんに対する加算が入っておりません。とりわけ特別に支援が必要なわけで、しかも幼児期は大変にお子さんが混乱されている時期なのです。手をかけてあげなければなりません。ぜひ障害のあるお子さんをしっかりと預かり保育を受けられるように加算について早急な対応をお願いしたいと思います。

以上です。

無藤部会長 ありがとうございます。

木村委員、お願いいたします。

木村委員 一般社団法人全国認定こども園連絡協議会の木村でございます。

論点整理などしていただきまして、ありがとうございます。

私のほうも会として意見書を出させていただいております。1ページ目になります。既に発表されたところは割愛させていただきたいと思いますが、待機児童の解消に当たって今のところフレキシブルに企業主導型保育事業に申し込みがたくさんあって、今年度の2次募集は既に締め切りという状況になっておりますが、今後の待機児童の解消に向けても企業主導型保育事業の申し込みの再開をできるだけ早くにさせていただいて、対応できるような状況をつくっていただければありがたいなと思っております。

あわせて運営に当たって、企業主導型保育事業の多子世帯への軽減というのがあります。ここについて同じ子ども・子育て支援法の中に企業主導型保育事業というものは含まれていますが、財源がこれまで違うということで、企業からの拠出金と給付との違いで多子世帯への軽減が行われていないというところを考えると、せっかくふえても兄弟での割引がある認可保育所や認定こども園、幼稚園等と企業主導型ではここが違いますので、ここを十分御検討いただければ利用者もまた更に増えて、事業者もそこに参入していくのではないかと考えております。

さらに教育・保育の質の向上の部分における処遇改善 についてなのですが、大規模の施設と小規模の施設であっては配分する職員の数が違って同じ経験年数、同じ研修を受けている、同じ条件で働いていても、4万円の加算になる人と半額になる人、傾斜配分をしてやっていく人の間で差がかなり多く出てきます。この辺の改善をしなければ職員のモチベーションの問題やキャリアアップの仕組みづくり自体も、各施設によっては異なってくるかと思っておりますので、この辺、柔軟に対応できるような方法を御検討いただければと思っております。

また、先ほども出ていました0.3兆円超の財源の確保というところもしっかりしていかなければいけないと思っておりますし、制度全体において地域区分のところ、これまでも議論になってきたと思っておりますが、この辺を地域別の最低賃金等で御検討することはできないのかということも、1つ御提案させていただきたいなと思っております。

小規模保育等については連携施設がありますが、企業主導型についての連携施設の推進については、市町村を超えた場合について努力義務に今なっておりますので、ぜひしっか

りと上につなげられるような推進を図っていただければと思っています。

キャリアアップのことですが、この間、うちの会にもそれぞれの分野を1年で受けなければならぬのかという認識の方もいらっしゃいますので、改めてそうではないと。計画的にそれは進めていってほしいということをお伝えいただければなと思っています。

あと、最大の関心事は幼児教育の無償化と制度の整合性の問題とか、現在どのようになっているのか。その辺もお聞かせいただきたいと思ひますし、全てが無償だ、無償だと思っている人もいれば、教育時間が無償だと思っている人もいたり、どういう経過状況になっているのかということもお知らせいただければなと思ひております。

以上です。

無藤部会長 ありがとうございます。

佐藤委員、お願いいたします。

佐藤委員 全国保育協議会の佐藤です。

まず公定価格についてですが、公定価格の検討に当たっては人事院勧告に準拠して、人事院勧告分の増額を公定価格にぜひ反映していただきたいということ。そして、それは年度当初までにさかのぼって給付を行うことについてきちんと確保していただくよう、まずお願いをしたいと思います。

今後の経営実態調査に係る課題のところなのですが、前回お示しいただいたものの中に例えば借入金の利息というものについては、サービス活動外増減にかかる費用となっていましたので、ここが反映されていない。借入金の利息についても支出に入れた上で収支差率を策定していただくように、改めてお願いをしたいと思います。

そして前回も申し述べましたが、1号のみ、2号、3号のみに適用されている費用については、改めて整理していただき公定価格に反映していただきたい。

ここは基準検討部会なので、ここで発言することが適切なかどうかわかりません。しかし、幼児教育の無償化というのが大きな声で今、叫ばれている中、狭い法体系下での学校としての幼児教育ではなく、この国の全ての子供に対する幼児教育を行う施設としての整理をお願いしたい。例えば、チーム保育加配加算は、1号認定子供だけに適用されます。狭い法体系下での学校としての幼児教育は1号認定子供と、幼保連携型認定こども園と幼稚園型認定こども園の2号認定子供には適用されています。しかし、学校としての幼児教育については、保育所での2号認定子供には適用されません。さらには保育所型認定こども園でも、この学校としての幼児教育は適用されません。それでいながら、改訂された幼稚園の教育要領や保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領については、全てが幼児教育を行う施設として共有化すべき10の事柄が示されています。法体系の整備をお願いしたいと思います。

以上です。

無藤部会長 ありがとうございます。

塚本委員、お願いします。

塚本委員 全国私立保育園連盟の塚本でございます。

私からは繰り返しの発言になってしまいますけれども、この公定価格の積算につきましては、質の高い教育・保育を提供していくためにも、人件費、管理費、事業費というような個別の必要経費を積み上げる現行の積み上げ方式を、ぜひとも維持、継続していただきますように要望したいと思います。

その上で前回の14日の会議でお示しをいただきまして、高いと言われております保育施設の収益差率につきまして発言をさせていただきたいと思っております。

今、佐藤委員からも指摘がございましたけれども、これまで施設種別によって会計基準が違うのだから、一概に収支差率だけで判断するのはという意見がありますが、今ありましたように保育所の施設会計につきましては、ほかの会計と違いまして借入金の利息に加えまして、例えば本部会計の繰入金を経費算入されていません。そうした違いを考慮に入れていただいて、経営実態調査の結果の客観的かつ公正な分析をお願いしたいと思います。

それから、今の保育現場では先ほど来ございますように平成29年度から新たに技能、経験に応じた保育士等の処遇改善等加算、いわゆる処遇改善 というものに取り組んでおります。これで求められている要件をクリアした上で、合理的で職員の納得性もあって、そして公平性のある給与改善を実施するために、先ほど木村委員の指摘もありましたけれども、各法人では相当の自己負担をして実施しているという現状が報告されています。公定価格設定の適正化については、そうした実態もあわせて把握していただく必要があるのではないかと、平成29年度の実態調査をしていただきますと、先ほどの収益、収支差率というのは随分変わっていくのではないかと思いますので、今後も各園が安定して運営ができるように配慮していただきますようお願いを申し上げます。

もう一点、最後になりましたが、子育て安心プランを初めとしまして昨今の規制改革推進会議あるいは地方分権改革有識者会議の議論をお聞きしますと、保育の量的拡大に偏重した施策に思えてなりません。ぜひとも今後とも保育の質の向上にも重きを置いていただいて取り組んでいただきますように、改めて要望したいと思います。

以上です。

無藤部会長 ありがとうございました。

月本委員、お願いします。

月本委員 全日本私立幼稚園PTA連合会の月本です。

今回の経営実態調査の結果について、幼稚園、保護者の立場から意見を申し上げます。

1つは、東京の私立幼稚園が新制度に移行しない理由の1つが、新制度に移行すると収入が減るのではないかと園長先生方が心配しているからだと聞いています。今回もし公定価格の引き下げ方針が出ると、従来、公定価格による収入は安定したものだと言われていましたが、公定価格と言っても決して安定したものではありません。国が困ったときには切り下げられるものだというイメージを園長先生方に発信することになります。

2つ目、新制度の2つの大きな理念として教育、保育の量の確保と質の向上があったは

ずです。質の向上は教職員の処遇改善を初め、教職員の配置基準を手厚くするとか、加算内容の見直しなど、まだまだ道半ばであると考えます。こうした時期に公定価格の切り下げを行うことは、質の向上に背を向けることになりかねません。新制度への保護者への信頼を損ねるものと考えます。

以上の2点から、公定価格の切り下げは慎重であっていただきたいとお願い申し上げます。

以上です。

無藤部会長 ありがとうございます。

では坪井委員、お願いします。

坪井委員 全日本私立幼稚園連合会の坪井でございます。

5ページに意見書を出しておりますので、そちらをごらんいただきたいのですが、今までに発言した内容もありますので、新しい項目を中心に話をしたいと思います。

一番上、1ですが、新制度への移行をためらう私立幼稚園の心配事として、現在の公定価格は維持されるのかということがあります。収入面の不安があるということでございます。以前、出ている国の資料の中で、移行を今後検討しているという園が2,815園、私立幼稚園の中の35.7%、その中で収入面の不安があるというのが1,512園ありますということで、今、検討中の私立幼稚園さんというのは状況をよく見ているのです。ということで今回、公定価格の見直しということがあると、今、検討している幼稚園さんは、やっぱりいけないという判断してしまうのではないかと思います。

2番目は今まででも言っていたことです。移行してから1年目、2年目の数字というのはイレギュラーなものが出てくるので、これはもう少し落ち着いてから判断しましょうということ。

3番目は、新制度の大きな理念である質の向上ですが、幼稚園、保育所、認定こども園において良質な幼児教育を提供するために、我々各園がそれぞれの指導計画、保育計画をつくり上げて、その見直しをしております。必要に応じてそういう作業をしております。そうした営みが幼児教育等の質の向上につながっていると確信しております。そのためにもある程度の人材とか時間の確保が必要である。適正な収支比率が必要ですということを申し上げます。

4番目、5番目は今までにもお話をしたことです。特に5番目は私立幼稚園とか、私立幼稚園由来の認定こども園の特徴として、設立時に多額の個人資産の寄附行為を行っております。また、施設整備においては保育所等と違って補助金が非常に少ないということがあります。そういったこともありますので、学校法人、社会福祉法人、企業会計、それぞれの状況、会計特有のことを踏まえた整理が必要であると思います。

最後ここに書いておりませんが、人事院勧告による処遇改善は平成29年度、今年度も確実に実施していただきたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございます。

無藤部会長 ありがとうございます。

東出委員、お願いいたします。

東出委員 経団連人口問題委員会の東出でございます。

事務局から御説明のありました資料2につきまして、コメントをさせていただきたいと存じます。

まず1つ目の運営実態を踏まえた公定価格設定の適正化につきましては、1ページの下に基本分単価について、地域性や定員規模など細かく見た上で加算・減算によるめり張りをつけることが必要とございますが、地域性や定員規模に加えまして、スケールメリットによる運営主体の効率性といったことについても、医療や介護の分野の例も見ながら勉強していく必要があるのではないかと考えております。

次に2つ目の教育・保育の質の向上についてですが、3ページ目の検討の視点に質の向上に必要な財源確保に努めるべきとございますが、平成27年12月の事業主拠出金を財源とする企業主導型保育事業を通じた保育の受け皿拡大などが盛り込まれました平成28年度の予算編成過程で、子育て支援の質、量の充実のために必要となる1兆円余りの財源のうち、消費税増税により確保できるといたしました0.7兆円を超える部分、質の充実に充てられる0.3兆円超の財源につきましては、事業主拠出金の引き上げによって対応しないということが政府において確認されております。質の向上につきましては税財源を確保することを念のために申し上げたいと思っております。

3つ目の経営実態調査を含めた今後の実態把握のための課題についてですが、経営実態調査は今後も定期的実施すべきであり、また、運営実態を把握し、それを適正に評価するためには、より多くの事業者の皆様から回答を得る必要があると思っております。そのために政府におかれましても調査内容、調査方法等のさらなる工夫、そしてより多くの事業者が回答できるような基盤整備、環境づくりといったようなことも行っていただきたいと、そのように思っております。

以上、3点コメントさせていただきました。

無藤部会長 ありがとうございます。

では、廣島委員、お願いします。

廣島委員 一般社団法人日本こども育成協議会の廣島でございます。

私どもの会としても6ページ、7ページに意見書を出させていただきました。前回あるいは前々回のこの会におきまして、経営実態調査ということでお示しをいただきまして、非常にさまざまなことがあった調査だと思いますが、余りにも1つは保育事業ということと一般事業との差がこの表から見たときに、我々としては非常に象徴的な形で、公定価格の問題をするための1つの資料かな、統計かなというような、いつか錯覚するぐらいの数字をいただきました。実はこの中で私どもが公定価格の見直しに当たっては、保育というある意味では公的な仕事を担うという意味で、あるいは安定性という視点からも、経営の安定性ということを大前提として進めていかなければいけないという視点から、この実

態調査を拝見させていただきました。

まず1つは公定価格の見直しについて、この資料に基づいた、統計に基づいたことだけではできない、1つの保育の事業の非常に重大な部分があるのだらうと思っております。この調査についてもまだまだ初期の段階ですから年数もたっておりませんので、精査はされていないと思いますが、これからの調査の方法であるとか内容等について、私どもはこのように提案をさせていただきましたけれども、ぜひ非常に詳細な配慮をしていただいた上で、調査方法等についても検討が必要であらうと思っております。

また、具体的に前回の資料にもございましたが、保育事業の中での数字のとり方についても、さまざまな意味で私どもは厳しい見方をしていると思っております。公定価格は例えば首都圏であれば地方単独のさまざまな上乘せ等がございます。しかし、一旦、川口にしても埼玉にしても千葉にしても、公定価格だけではやっていけないという事業者も既におるわけございまして、それをひとくくりにして地方単独の上乗せ等についても含める、あるいはさまざまなことを踏まえた上での数値を出すことについては、前回は各委員の先生方から御発言がございましたけれども、ここは考えていく必要があるのかなと思っております。

そうしますと、現実に前々回の資料をいただいた数字が非常に象徴的に、余りにもためる資料かなと言わざるを得ないこともございます。ここにありますとおり中小企業が2.9%、全産業で4.5%、そして保育のほうを見ると、まさしくこのように書かれてあるということについては、恐らくこれは初期の段階ですからやむを得ないと思っておりますが、数値の発表の仕方については若干疑問を感じざるを得ない。そのことをまず1つ申し上げたいと思っております。

いずれにしても待機児童の問題、先ほど駒崎委員からもございましたけれども、さまざま意見がございますが、私も保育事業を営んで40年たちますが、実は1つの施設を整備することについて申し上げれば、ここから私の私見になりますが、10年、20年というスパンで考えていかなければいけない。これが屋台であればお客さんのいるところに持っていくことができますが、私ども動くことはできないということ考えたときに、施設をどう整備していくかということについては単に施設整備という視点だけではなくて、どうしたらこの待機児童をなくしていくかということの視点から、今ある施設を活用するであるとか、あるいはさまざまな形の緩和をしていくであるとか、待機児童を解消するための手だてをもう少し考えたほうがいいのではないかと思います。余りにも1つは固定化した待機児童解消ということだけで進んでいることに非常に懸念を持っております。そういう意味ではぜひ国を挙げて、待機児童をなくすということは非常に大事な課題でございますけれども、なくし方についてのもう少し柔軟な発想が必要だらうということをお願いしたいと思います。ありがとうございました。

無藤部会長 ありがとうございます。

では水嶋委員、お願いします。

水嶋委員 家庭的保育全国連絡協議会の水嶋です。

家庭的保育に関して2点、本当にいつも言っているのですけれども、強くお願いしたいのです。

1つは自治体の理解と協力によって家庭的保育者の状況に大きな差が出ているということです。待機児解消の点から考えると、家庭的保育は3～5人の定員なのですぐに解消につながらないと考えられているのか。家庭的保育者がたくさんいる自治体はそうでもないのですが、少人数しかいないところは定員に満たなかったり、待機児がいるのに説明不足で利用希望者に全然情報が伝わっていなかったりしています。処遇改善がされてありがたいのですが、まずは自治体の理解と協力をいただきたいということ。先ほど駒崎委員がおっしゃっていたように、どうせ入れないと諦めているお子さんがいるのに、なぜ家庭的保育には反映されていないのか。家庭的保育も専門職として頑張っているのに後回しなのです、置いてけぼりなのですという保育者がいることはかなり問題だと思います。これは特別の例だとは思いたいのですが、「先生のところ申し込んだからね」と言われたのに、市のほうからは「申し込みがありません」と言われてしまいました。その悲しい声を私に届けてくれた人がいました。それはおかしいですね。もっと自治体が保育形態が違うということで、子育てだけではなくて親育てもできる家庭的保育であることを理解して、協力していただきたい。理解と協力がある自治体の家庭的保育は保育者も子どももみんな安心して過ごしています。

もう一つは、研修の機会の確保ということです。御存じのように家庭的保育はほとんどの方が常勤保育者として毎日保育をしています。だから研修に出たくても出られないことが多くて、どうあれば研修に出られるか。保育補助者も子育て支援員研修だけを受けて、資格を持っていない保育補助者もいます。そういう保育補助者も研修を受けることによって保育士の資格を取ろうと思う方がいるのです。家庭的保育者も保育補助者もどうすれば研修を受けることができるかということをもっと自治体も考えていただきたいと思いません。自分の自治体でなくても、近隣の自治体で受けられるとか、土曜日でも日曜日でもあるとか、夕方から受けられるとか、いろいろな形をとっていただけたらありがたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

無藤部会長 ありがとうございました。

山内委員、お願いします。

山内委員 京都市日本保育協会の山内です。よろしくお願いいたします。

14日の部会での議論をまとめていただき、ありがとうございます。いろいろな観点から御意見があるなど、改めて理解をしておりますが、今回、3点申し上げたいと思います。

最初に、前回は公定価格について、積み上げ方式の利点について発言をさせていただいていたところですが、これに関連して、今年度も人事院勧告に伴う国家公務員のプラスの給与改定が決定したと聞いております。それに伴い、公定価格の引き上げが実施さ

れるものと思っております。これを前提に、積み上げ方式の利点として意見を申し上げると、このところ24年度から比較して、29年度は職員の給与の10%の引き上げとなっていると説明をいただいていたところではありますが、このうちの半数、5%というのは実は公務員の給与に準拠して上げていただいていたものと理解しております。こういう点では積み上げ方式の大いなる成果であると述べておきたいと思っております。

2点目として、先ほども既に委員が述べておられるところではありますが、実態調査に関して、さらに詳細な公定価格の検証・分析を行っていくためには、個々の経費についての実態を把握していくべきではないかと、まとめをしていただいております。社会福祉法人の収支差を見ると、他の業種から見ると大きな数字が出ているとありますが、先ほども述べられたように、借入金の利息等もこの中には計上されていない。民間園の施設整備については借入金の利息等は非常に大きなものであります。

また、これは質問なのですが、大規模修理等について、建物の経年化が進んでまいりますと、修繕等の費用がかなりかさんでまいります。そういうことについて積立金等をしている分については、この中ではどのように整理をされているのかということがお聞きしたい点であります。さまざま、検証・分析をしていく必要があると考えております。基本部分として大切だと思っておりますので、これからについて、また調査について、細かな分析をしていただいて、これからも調査をしていただきたいと思います。

それから3点目は、この会議の進め方についてであります。幼児教育の無償化については、これからどの制度に関しても大きな影響を及ぼしてまいります。この議論はこの会議で議論を進めていかれるのかどうか。1兆円規模の財源が必要とされるこの議論について関連が無関係ではないと思っておりますので、子ども・子育て支援法の施行後の検討について、どのような事項を、どの場で、どのような時期に、どのような方法で検討していくかということ、ここでロードマップを示していただきたい。ぜひとも早急に、その方向性を示していただきたいと、お願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、近藤代理人、お願いします。

近藤代理人 高知県でございます。2点申し上げます。

1点目は、公定価格についてです。これまでの御意見にも出ておられますとおり、現場の運営実態を幅広く調査し、意見を聞いていただくなど、実態が伴うものとなるように検討いただきたいということでございます。また、各自治体には、できるだけ早い情報提供と丁寧な説明をお願いしたいというのが1点目でございます。

それから2点目は、教育・保育の質の向上に関して、処遇改善加算の研修受講要件についてでございます。今年度はまだ要件となる研修が指定されていないということもあって、加算における研修要件が緩和されているところでございますが、来年度から研修受講要件が課されることとなった場合に、研修を実施する自治体では短期間に多数の保育士等が研修を受けなくてはなりません。保育士不足の折、人員配置や代替職員の確保など、現

場の運営が非常に厳しい状況になることが予想されます。つきましては、来年度におきましても経過措置の導入など、研修受講要件の緩和の御検討をぜひお願いしたいということでございます。

以上です。

無藤部会長 ありがとうございます。

では、新山代理人、お願いいたします。

新山代理人 失礼します。全国国公立幼稚園・子ども園長会の副会長、新山と申します。どうぞよろしく申し上げます。本日は3点、お話をさせていただきたいと思っております。

1点目は、教員や保育士等の身分保障についてです。そもそも、子ども・子育て支援新制度の最大の目的は、皆さん、しっかりおわかりと思っておりますけれども、全ての子供たちに質の高い幼児教育・保育を提供することにあつたはずで、教育は人なりと言われております。保育の教育の質について考えるときに、実際に保育をする先生たちの、保育という仕事にやりがいと誇りを持って働くことができるかどうか、そこがすごく大事だと思っております。その教員や保育士の平均給与がほかの職種に比べて著しく低いと言われております。小中学校、高校などの先生たちに比べても、同じ教育職、教育公務員であるにもかかわらず低い状況だと思っております。幼児教育の重要性が叫ばれる中、それを担う教員や保育士の給与水準が今のままでは、決して志の高い、よい人材がこの世界に入つてはこないのではないかと危惧しております。

それから、さらにこの世界は圧倒的に女性の世界です。出産・子育てということがほかの職種に比べても、殊のほか手厚く対策が必要な状況だと思っております。せっかくよい人材を得ても数年で結婚や出産という状況になることが多くあります。教員としての力を一番固めていく時期に妊娠・出産というような時期が重なってきたときに、みずから子育てに悩みながら、産休が明けて担任として戻ってきても、年齢的にはもう主任級の仕事を求められて、自分の子育てと、それから教員としての力不足に悩み、心を病んでしまい退職という道を選んでしまう教員もいるような状況です。ぜひ、教員が安心して産休・育休がとれることはもちろん、復帰後の教員の負担を減らすための後補充の教員や配置、それから研修によるキャリアアップのための後補充などの教員の身分の保障については、ぜひ、ほかの職種以上に、男女共同参画の観点からも積極的な対応を急いでほしいと思っております。

2点目です。皆さんもおっしゃっているとおり、保育の質、教育の質の評価のところでは、前回までの会議で提出されたものに関しては、給付されたお金が直接保育の質の向上につながっているかどうかを確かめることが必要だと思っております。お金や数の調査だけではなく、質についてしっかりと調査をし、どの園でも質の高い幼児教育・保育が行われることを保障する必要があります。そのことを、責任を持って行うことができる組織、行政機関が今の日本には十分あるとは言えません。教育内容に対する指導が十分に徹底しているとは言いがたい状況になっているのではないかと考えています。

以前、この会に参加したときに、助産師さんの施設、研修のセンターが全都道府県にあ

るというお話を伺いました。しかし、そこにつながるはずの幼児教育センターの設置が著しくおけているということを非常に残念に思いました。そのようなことがしっかりとできる幼児教育センターや幼児教育アドバイザーなどが各園を巡回したり、幼稚園でもこども園でも保育園でも、教員が質の高い研修に参加できるような状況、それから、先ほどちょっと出ましたけれども、保護者の支援もしっかりできるような状況をつくる必要があると思っています。

最後です。経営実態調査に関してですが、今回の出していただいた調査の回答率も約50%と決して高くありません。しかも、その対象が規模や設置基準など、全国の全ての施設の全体像を反映するものとは言いがたいのではないかと考えております。昨年の調査の反省を生かして改善していただいたことは評価できると思いますけれども、各園にとって、幼児教育界全体にとっても死活問題にかかわる公定価格に関して、今回の調査結果をもって決めていくことには、まだまだ問題があるのではないかと考えております。各園へのより丁寧な周知、教育委員会や保育課といったところへのより丁寧な周知、実態に合った調査項目の精査、そして、その分析や評価もより細やかに行っていただきたいと希望しています。

以上です。ありがとうございました。

無藤部会長 ありがとうございました。

では、羽柴代理人、お願いいたします。

羽柴代理人 日本商工会議所の蜂谷委員がきょうは御欠席でございますので、代理で発言させていただきます。

まず、今、議論されています人件費や乳幼児の遊具や食事の費用、これらが重要であることは私どもも全く間違いないところだと考えています。一方で管理業務等につきましては、企業なども同様ですけれども、やはりコスト削減に取り組む、あるいは効率化を図るといった視点は大切だろうと考えております。会計業務やもろもろの間接業務は今、膨らんでおりまして、企業の側も悩んでおりますけれども、さまざまな法人においてここを簡素化・合理化していく努力はなされていくべきだろうと考えております。

それから2つ目でございますが、いろいろな単価についても御議論がございます。ほかの委員からの御発言もありましたが、地域性やその施設の規模によつての検証、あるいは設定がされているということでございますけれども、法人の形態や法人の規模も視点に含めて、状況を調査されるべきではないか。場合によっては、それによつて単価を設定するというのも一案ではないかと考えております。

それから、教育・保育の質の向上ということでございますが、複数の委員の方から、見える化を図るべきだという御意見がございました。私どもも全く賛同するところでございます。また、この見える化ということにおいては、質の部分もそうですが、先ほどから出ております管理業務においても、これは公開するかどうかという問題はありますが、こういうようにやったらよくなったよという好事例を集めるなど、いろいろな事業者間で情

報を共有し、よりよくなっていくということも重要ではないかと考えております。

私からは以上でございます。

無藤部会長 ありがとうございます。

では、重富代理人、お願いいたします。

重富代理人 連合の重富と申します。

事務局からの御説明ではクロス集計等も間に合っておらず、前回の部会で出された内容ということで、これをもとにしますと、やはり、かなり概括的な調査結果ということもございますので、これだけで経営実態を判断し公定価格の見直しを行うことは困難だろうと考えております。やはり公費を使っておりますので、規模や地域など、もう少し詳細に分類するということも必要でしょうし、その上で収支差額がどのような内容に使われているのか、また、どのような理由なのか、あるいはどの程度内部留保に回っているのかなども明らかにしながら、経営実態について精査をすべきだろうと考えております。

また、これも前回少し発言しましたがけれども、そもそもの有効回答率も52%と低いことに加えまして、項目別の回答数にもかなり濃淡があると思っております。回答する事業者の方の負担軽減を図るということは前提にしながらも、回答の義務化を図るなど、回答率の向上のための方法についても検討すべきではないかと考えております。

前回の部会の中では、収支差額について今後の人材確保に向けた予備費としているというようなこと、あるいは慎重な経営を行っているためというような御発言、御意見もあったところではありますけれども、しかし、現在の保育士の年収は依然として全産業平均に比べて160万円以上低い状況でありまして、保育士等のさらなる処遇改善と人材の定着化に向けた取り組みは必要だと思っております。そうした状況が見えるようにするためにも、今後も経年的に検証できるような仕組みということも重要であると考えております。

以上です。

無藤部会長 ありがとうございます。

一通り効率的に御意見等をお出しいただきましたので、事務局のほうから幾つかの質問等について御回答をお願いいたします。

巽保育課長 厚生労働省保育課長でございます。

駒崎委員の、例の32万人の数字の話についてはかなり重大な誤解をされているようですので説明させていただきます。まず、今回試算しました295万人という数字につきましては、これは利用申込者数でございます。一方、利用定員はやはりあき定員が当然出ますので、これは普通、受け皿整備をする場合に、例えば保育所をつくるにしても、今、待機児童は1～2歳が多いわけですがけれども、3～4歳という、当然、3歳以上のところはあきが出ます。あるいは途中入所というような形で、それを前提にして受け皿整備というものは使われますので、そこは当然、利用定員というものと利用申込者数、それと利用児童数というものは、その順番にだんだん少なくなっていくという状況でございます。

もう少し言うと、今回の32万人という数字は、30年から34年の間でどれだけ保育の受け

皿が必要になるか、それを試算したものでございます。つまり必要な増加分、ネットの数字ということでございます。先ほど駒崎委員から、資料の3ページについて御指摘がありました。これは我々厚生労働省がことしの9月に公表したものでございますけれども、ここで駒崎委員は、緑のこの30年4月の300万人という数字を示されました。これは、ここで書いてありますように保育の受け皿量ということですが、利用定員数をあらわしているものでございます。一方、我々が計算しました295万人という数字につきましては、これは利用申込者数でございます。つまり、ここに書いてあります青の棒グラフのほうになります。先ほど説明しましたように、利用定員数と利用申込者数、そして利用児童数というのはもっと少なくなります。ですから、そのあたりは緑のものとの違い、それと、我々の出している数字はあくまでもネットの数字でございまして、やはり駒崎委員のグロスの数字、先ほどの利用定員の違いと利用申込者数の違いも含めて、そのあたりは誤解があるのではないかと考えております。

ただ、これも前回の子ども・子育て会議で説明いたしましたけれども、実際の保育の受け皿整備に当たりましては、市区町村が当然、女性就業率や潜在的なニーズも含めた保育ニーズをちゃんと把握して、それを計画に反映し、必要な受け皿整備を進めるということになっております。これは加速化プランでは、毎年毎年、ローリングをして、当然、自治体もタワーマンション等ができるときに、3年先のことなどわかりっこないのです。ですから、そこは我々も来年からは市町村あるいは保育提供区域ごとにちゃんと潜在的ニーズの需要見込みと計画、そして、計画どおりできたかどうかという実績を見える化して、そういうことで市町村の支援強化をしていく。そういうことが我々は一番大事だと思っておりますので、そのあたりは御理解のほど、よろしく願いいたしたいと思っております。

それと、先ほどフリーランスや自営業の話がございました。これは先ほどもちょっと言いましたけれども、利用申込率の申込者数には、そもそも正規や非正規の就労形態を問わず、保育の必要性が認められれば保育は受けられることから、申込者数に含まれております。これは、子ども・子育て支援法ができてから、保育の必要性ということで、1カ月当たり48時間以上、基本的にはそれは2号認定がされるということになっております。ただ、実際は、やはり待機児童の多いところは、どうしてもポイントが低いということで、なかなか入れないという状況はございますので、当然それも含めた受け皿整備ということで、我々は市町村に取り組んでいただきたいと思っておりますので、そこは御理解をいただきたいと思っております。

それと、そもそも申し込みすらしていないというところがございます。やはり申し込みを行っていない保育ニーズを、その実施主体の市区町村が保護者の意向を確認しないといけない。そうしないと、そういう潜在的ニーズが掘り起こせません。ですから、そこをちゃんとやっていただいて、先ほども言いましたように的確に把握して、それを整備計画に反映させていくということが大事だと我々は思っております。

こうした取り組みを確実にするためには、子育て安心プランでも、保育コンシェルジュ

の拡充が大事だということで盛り込んでいるところでございます。29年度予算でも、実際、相談窓口の開所時間の延長の予算をつけたり、あるいは出張相談の加算をつけたり、そのような取り組みをやっておりますので、我々もそこをこれからはもっと懇切丁寧に、寄り添う支援をやっていくということが大事だと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それと、ほかにも委員から議論がございました。一つは処遇改善の話です。当然、来年からまた処遇改善を引き続きやっていきますので、そこは受講状況を早く見て、来年度予算は4月から施行でございますので、それに間に合うように、その受講状況を見て、処遇改善の要件については示したいと思っております。

それと、医ケアの話がございました。医療的ケア児というものがかなり多くなってきています。モデル事業も去年からやっておりますので、そのあたりは需要が多いということもございます。ただ、問題なのは、やはり看護師の配置はかなり難しいと思っております。それは保育士の人手不足の問題もありますけれども、看護師の人手不足の問題もでございます。そういうことから、喀痰吸引あるいは胃瘻など、そういうものは保育士さんにある程度研修をやっていただいて、そういうことで進めていくことが現実的であると我々は思っております。ですから、そういうことも含めて、このモデル事業をまた来年も、そのあたりの要件を見直しながら、現実的にどうしたら医ケアに対応できるような保育所になっていくのかということ、市町村と一緒に連携してやっていきたいと思っております。

それから、処遇改善の弾力的運用につきましては、そもそもこれはキャリアアップの仕組みとして、施設の中で、本来ならば主任保育士と保育士がない中を、副主任保育士あるいは職務分野別リーダーということで、キャリアライダーの仕組みをつくるということ、を前提にして、我々はつくっているということである一方、そういった現場の賃金体系の問題などもございますので、そういうことで昨年、2分の1については4万円の部分について柔軟に使っていただきたいということがあるのですけれども、そのあたりのキャリアライダーの仕組みをどのように構築するかということも踏まえながら、処遇改善加算の要件を決めていかないといけないということはありますので、御理解のほどよろしく願います。

それから、待機児童の対策の柔軟化の話がございました。これは廣島委員がおっしゃるとおり、10年、20年を見据えて保育所が経営されているということは我々も理解しております。そういったことから、待機児童の多いところでは、例えば板橋区などは賃借方式の保育所の設置、あるいは小規模保育の設置など、そういうことを進めているような実態もでございます。ほかにも当然、幼稚園の預かり保育の不定期利用なども含めて、柔軟にやっていくつもりではございますけれども、何といたっても待機児童をゼロにするという目当てもございますので、いろいろなメニューを作成しながらやっていきたいと思っております。

あとは見える化の話がございました。子供あるいは保護者にとって、保育の質や、どのような保育を提供していくかということは非常に重要な問題であると、我々も認識してお

りますので、そこは今後ともそういう留意をしながら取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

無藤部会長 ありがとうございます。

西川参事官、どうぞ。

西川参事官 内閣府でございます。

何人かの委員の方々から保育士の処遇改善について発言があり、あるいは今、無償化の議論が与党を中心に議論されてきております。そして先週の金曜日、党のほうから御提言がまとまっていることが大きく報道されております。その関係で、進め方も含めてどうしていくのかというような御意見、御質問をいただきました。次回、また年内にもう一回、子ども・子育て会議の本会議を開催いたしたいと思っておりますので、そこで御報告申し上げられるかと思っております。

それから2番目に、会計基準や、今回の経営実調の実施に当たりまして、収入の項目、あるいは支出の項目について、これは入れるべきだとか入れるべきでなかったとか、そういったこと、あるいは会計基準のいろいろな違いなど、さらにはこういった経営の実像の把握に当たっては財務諸表だけでなく、さまざまな観点から把握し実態を捉えるべきではないかといった御意見をいただきました。

今回の経営実態調査の実施に当たりましては、その前年のプレ調査の状況、反省も踏まえてやったり、あるいは先行して長年実施している医療や介護分野での経営実態調査の例も見ながら実施させていただいたわけですけれども、長年先行して実施している医療・介護の分野であっても、ずっとこの方法論につきましては、毎回見直しをしているようですので、我々としても、その点については課題であると受けとめておりますし、きょうお示ししている資料1の最後の検討の視点というところでも、我々の検討の視点ということで、最後に我々なりの受けとめを記載しているところでございます。

それから、御質問があったところで、これは社会福祉法人の関係のお尋ねだと思えますけれども、改修、すなわち建物のハードの建てかえまでの大規模な修繕があったり、あるいは将来の建てかえの費用など、そういった費用があるわけですけれども、これが今回の収支差の計算に当たってどういう扱いになっているのかということだったと思います。社会福祉法人に関しては、その点についてはこの事業活動収支計算書、要するに損益計算書上は支出としてはカウントしていなくて、貸借対照表のほうで社会福祉充実残額として、その計算に当たっては内部留保扱いにせず控除対象財産ということで、しっかりとそこは準備金・積立金として貸借対照表の中で将来の建てかえのために必要な費用、あるいは建てかえまでの間の大規模修繕に必要な費用等につきましては控除されるという扱いになってございます。

それから最後に、重ねてということではございますが、保育課長から保育士処遇改善計算のお話がございました。我々は今、自治体のほうにもお願いをし、これは29年度から

スタートした事業でもございますので、いろいろ御意見があるところではありますけれども、適切、迅速な執行ということをお願いしているところでございます。

以上でございます。

無藤部会長 文部科学省、お願いします。

先崎幼児教育課長 文部科学省でございます。

王寺委員から整備費の関係についてお問い合わせがございました。認定こども園の幼稚園部分の整備費でございますけれども、今年度予算額に比べて申請額が非常に多くて、皆様方に御迷惑をおかけしていることをこの場をかりておわび申し上げたいと思います。

現在の状況でございますけれども、財源確保に努めているところでございまして、必要な予算額が確保できれば、できる限り対応させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

無藤部会長 大日向部会長代理、お願いします。

大日向部会長代理 先ほどの西川参事官の御説明で、幼児教育無償化は次回の子ども・子育て会議の親会議のほうで御報告があるという御説明でした。今、いろいろな委員の方も重ねておっしゃっていたことだと思っておりますが、幼児教育無償化そのものに反対する人はいないと思っております。その必要性は認めていると思っております。ただ、一方で、新制度は全ての子供に良質な発達環境を保障するというところからスタートしている。その制度の理念と幼児教育の無償化との財源の問題、あるいは整合性はどうかだろうか。あるいは、無償化の前にさまざま検討をしなくてはいけない課題もあるのではないかとということがたくさん出ていました。そういう委員の意見は反映されるのでしょうか。届けられるのでしょうか。

これは私が個人的に思っていることなのですが、子供と言うと、ここは幼児期のことを随分議論されています。その必要性、大切さは十分わかっていますが、一方で18歳まで子供です。学童あるいは高等教育の問題、子供の貧困ということも視野に入れたときに、果たして幼児教育の無償化の優先順位はどうかだろうか。そういうことを考えたりしているところなのです。

そういたしますと、次回子ども・子育て会議で報告しますということで、今の皆さんの御質問、思いが、どういう形でどこで反映していただけるのか、ロードマップを示してほしいという水嶋委員の御意見もありましたけれども、そのあたりをもう少し丁寧に御説明いただけたらと思います。

西川参事官 先ほど申し上げましたとおり、先週の金曜日に与党から政府のほうに御提言を我々として承った状況でございまして、政府の中でどうそれに対応していくのかというのは、まさに今受け取ったばかりというところでございます。いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたとおり、その進め方も含めまして、次回12月に親部会をまた我々は開く予定でございますので、御報告、御相談させていただきたいと思っております。

無藤部会長 駒崎委員、お願いします。

駒崎委員 先ほど私が冒頭にした質問にお答えいただいたようでして、それが300万人というのは整備量で、295万人が利用申込者数だから、それは違うのだ、誤解しているみたいな御発言があったということを知って、急いで戻ってまいりました。

それで、そうだとするならば、政府の整備目標は何万人なのかということなのです。300万人準備して、295万人分ではないのですよと。295万人はあくまで利用申込者数ですから。では、295万人の利用申込者数を満たして、一切保育ニーズが解消される分の保育の確保量は何人なのかということをはっきりと明かにしていないですね。つまり、ゴールがわからない中でとりあえず走りましょうと言って走って、それが多分32万人ですとかと言って、そういう状況になっているのでしょうか。それは不健全ですね。ちゃんと調べて、潜在ニーズも調べて、本当にゴールはこれぐらいで、解消するにはここまで行くから、財源はこのぐらいだね。その財源は今適当に3,000億とかと言っていますけれども、もしかしたら5,000億かかるかもしれないですね。だとしたら、5,000億を確保した上で無償化しようとかという提言につながっていくではないですか。そうしないと、数字を隠したまま、あやふやにしたまま走って行ってしまったらだめですよという提言なのです。

無藤部会長 巽保育課長、お願いします。

巽保育課長 我々は全くあやふやにしているつもりはないのです。そもそも今回の32万人というのは、先ほども説明しましたように30年から34年、総理は32年までにということになりましたので、どれだけ保育の受け皿が必要なのかと。それにつきましては、先ほども説明しましたように、女性就業率が80%になることを前提にして、保育の受け皿整備がどれだけ必要なのかということで試算したネットの数字でございます。

では、どれだけ必要なのかということについては、あえて言うならば、子育て安心プランに基づく保育の受け皿の総量というのは、機械的に計算しますと、当時策定したときに見込んでいた平成30年の保育の受け皿の総量というのは、見込みは企業主導型も含みまして294万人でございました。そういうことからして、32万人を足すと326万人ぐらいが必要だと我々は考えております。

駒崎委員 その326万人は、国会などで議論されているのですか。つまり、ここで326万人と出してくださっていたではないですか。でも、これはもっとちゃんと数字を前から明らかにして、これに向けてという話をしていかなければいけなかったし、プロセス、計算式も今口頭で言ってくれているのですけれども、ちゃんと公開して検算してというようにしなければいけないのではないですか。

巽保育課長 我々は隠しているつもりは全くございません。326万人の数字というの、きのうもかなり予算委員会で、駒崎委員のSNSの影響かどうか知りませんが、議論されております。これも利用定員の話と利用児童数の話は結構議論になりましたので、大臣そのあたりを理解して32万人という数字を公表しているところでございます。

駒崎委員 なるほど。では、326万人で我々の保育ニーズは解消されるということですね。

異保育課長　そこも前回御説明しましたけれども、あくまでもこれは女性就業率と保育利用申込率から出したものでございますので、マクロベースで出している数字です。先ほども言いましたけれども、実際に保育の受け皿整備に当たっては、実施主体である市区町村が保育の意向を丁寧に確認しながら、潜在ニーズも含めて必要な整備量を的確に把握して、それを整備計画に反映していくということになります。

実際に、これも前回も説明しましたけれども、当初加速化プランのときは40万人であったものが今は59.3万人という数字になっています。そこは毎年毎年、どれぐらいの整備量が必要なのかというのは、我々は加速化プランで各自治体から積み上げて、毎年それを計上して、運営費や整備量などを予算上確保しているわけです。ですから、それは我々も引き続き新プランのもとでもやっていくということには変わりございません。ただ、実際にこれから5年間、3年間になりましたけれども、どれぐらいというモデルが必要なのでということで、マクロベースで32万人という数字を試算しただけの話でございまして、必要な予算はしっかり確保するという事は全く変わりませんので、そこは御理解いただきたい。

駒崎委員　なるほど。では、無償化で使い切らないようにしていただけたらうれしいなと思います。

前回も前々回も言っていますが、基本的には自治体から上がってくる数字は過少なものが上がってくるので、過少なものを足し算しても過少になってしまう。だから、マクロベースでやるのはオーケーなのです。オーケーなのですけれども、保育の申込率というものをとった瞬間に圧縮されるので、その部分に関してきちんと計算のプロセスを開示しつつちゃんと検証していかないと、潜在ニーズを漏らすのですよという話をしているのです。なぜならば、申し込みを諦めている人たちがいるからです。そこに関しては、ぜひまた御検討いただきます。

余り長くするとよくないので、これで終わります。

無藤部会長　異保育課長、お願いします。

異保育課長　重要なことなので、よろしいですか。必要なのは、市区町村がちゃんと潜在的ニーズを把握して、それをちゃんと計画に反映させることが大事です。だから、我々はこれまで、おっしゃるように市区町村が潜在的ニーズを抑えていたという状況もあると認識しています。そういうこともあるので、今後、来年度からは潜在的ニーズがちゃんとなされているのか保育提供区域ごとに見える化して、それをちゃんとコードします。どう潜在的ニーズを把握して、必要な量はどれだけなのか、どれだけ整備されたのか。そういう実績もちゃんと見せて、それが見える化することによって、これは市区町村が実施主体としての責任がございまして、市区町村はそれをやっていただく。これは児童福祉法上もちゃんと受け皿を確保するという事になっているわけですから、我々はそれをちゃんと支援して、国民に対しても見える化することが大事だと思っています。

駒崎委員　その志はいいのですけれども、厚労省の言うことをきちんと市区町村が聞い

てくれていたらいいのですが、実際はそうっていない状況もあるのです。だから、待機児童を保留児童などと言いかえて、うちの自治体は待機児童はゼロなのですということをいまだにやり続けている自治体がある状況です。

だから、厚労省のお気持ちはわかるのですけれども、しかし、自治体はそういうインセンティブ構造になっていない。つくればつくるほど自分たちの財政負担がふえるし、待機児童がふえるといろいろ責められるから、数字を圧縮しようというようになっていっています。そういうインセンティブ構造がある中で、厚労省が笛を吹いても踊らない状況に対して、きちんとしていただきたいと思いますということです。

異保育課長 笛を吹いてもできない状況を、我々はシステムチックに見える化することが最大のやれることだと思っていますので、そういうことで取り組んでまいりたいと思います。

無藤部会長 この話はまだまだあると思うのですが、次回以降で。

多少まだ時間があるので、さらに今の話以外を。手を挙げていただけますか。

では、4人の方に御発言をいただきます。

秋田委員、お願いします。

秋田委員 先ほどの大日向副部会長の意見につけ加えです。ここで検討すべきことかはわかりませんが、12月15日に親部会で幼児教育の無償化に関して御報告をくださるというお話がございました。ぜひそのときに、そう会議が何回もできないと思うので、明確にさせていただきたい点があります。

第1点目としましては、幼児教育の無償化ということについて、さまざまな議論がなされていて、どこが無償か、無償とは何かということについての議論がさまざまに解釈されており、これについては、次回の12月15日には明確にどう考えるのかという考え方を御説明いただきたい。

第2点目としましては、子ども・子育て会議が子ども・子育て支援新制度を生み出してきました。ですから、この子ども・子育て支援新制度が、幼児教育の無償化に関して、どのように意見や議論に関与していけるのかということについて、工程表やこの会議がどういう役割を持ち得るのかということについては、明確にお示しをいただきたい。私たちの関与しないところで決まっていくのではなく、この3府省や全ての人が集まっている会議の意見がどのように反映されるのかというのは、あわせて御説明をきちんとしていただきたい。

第3点目としましては、質の向上ということのために支援新制度で先ほどから財源の問題が出ておりますので、その質の向上ということと、この幼児教育の無償化がどのように関係するのか。また、先ほどから議論が出されておりますが、この幼児教育無償化は3～5歳の問題としてまずは考えられると思いますが、一方で0からですけれども、1～2歳の待機児童の問題とこの幼児教育無償化のパッケージの中での問題の関連をどう考えたらいいのか。ここについては、まずはきちんと御説明をいただいて、共通のプラットフォーム

ムに立った上で議論を進めるべきことだと思えます。12月15日までにそれを御準備いただくということが、委員が参画する上で必要だと思えます。

西川参事官、ぜひその部分についてよろしく御回答をお願いしたいと思えますし、委員の一人としてお願いを申し上げたいと思えます。

無藤部会長 ありがとうございます。

加藤委員、お願いします。

加藤委員 いつもこの会議では書類のことをお話しさせていただいています。待機児解消に関しても大都市部の課題があって、市区町村に位置づいていない子供たち、要するに、広域で動いている私立幼稚園の実態があります。今までは保育行政がそれぞれの市区町村で積み上げてきたので隣と一緒にしていこう、都内で合わせていこうという発想はもともと持っていなかった訳ですが、新制度になって、共通のフォーマットにしていくということは、非常に私は大事な一つの待機児解消になっていく道筋につながると思うのです。何らかの御回答をいただければと思えます。

無藤部会長 ありがとうございます。

木村委員、お願いします。

木村委員 ありがとうございます。

先ほど意見書を出させていただいた中で、再度確認なのですが、企業主導型保育事業が7万人で、もう募集は停止された形になっています。これを早期に再開をしていただきたいと思っているのですが、企業主導型の今後の目標というのが何万人とかがあるのであれば、それを御提示いただきたいというのと、先ほど、多子世帯について軽減がないというお話をさせていただきましたが、これも今後改善する考えはないのか。そういった部分について、再度御確認させていただきたいと思えます。

無藤部会長 佐藤委員、お願いします。

佐藤委員 新制度がスタートしたときに、全ての子供たちに良質な保育というような事柄が掲げられました。私は保育者だったので、保育をするというのは、どの子にとっても、生活と遊びをきちんと保障してあげることだと認識してきました。それが保育事業であれ、幼児教育施設であれ、子供の生活と遊びをきちんと保障できるような保育の質が担保されたものであるべきだと、ここにおられる委員皆さんがずっと願ってきたと思っています。

その意味で、資料の中の言葉の使い方に心を砕いていただけないのかと思えます。子育て安心プランにおける保育の受け皿という表現。どこか何かあふれてしまったものの受け皿という表現は、子供は望んでいないのではないか。保育の場が整備されていくのはとても大切なことだと思えますが、表現方法の再考をお願いしたいと思えます。

無藤部会長 ありがとうございます。

坪井委員、お願いします。

坪井委員 幼児教育の無償化の件で、これは我々の願いではあったわけですが、新聞等を見ますと、幼稚園については3～5歳、4時間部分で、認可外の保育施設も含めるとい

うような話があって、それについては、認可の私立幼稚園で2万5,700円上限、認可外の保育施設で3万5,000円という話が新聞で出ているのです。

我々は待機児童の解消のために、私立幼稚園の中でも95～96%預かり保育をやっています。その預かり保育をやっていることが3～5歳で待機児童を生み出していないという効果を出しているというのは、国の資料でも明らかで、そこがどうして対象外になっているのだろうかというようなことも少し整理していただきたいと思っております。

以上です。

無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局から、御質問もありましたし、それ以外のこともお願いします。

長田総務課長 厚生労働省子ども家庭局総務課長でございます。

幼児教育の無償化の関係についてでございます。先ほど西川参事官からもございましたように、先週11月24日に与党の自民党、公明党がそれぞれいわゆる2兆円パッケージについての提言をまとめられまして、それぞれ総理に手交されております。それを受ける形で、今後政府として2兆円パッケージの内容を整理していく過程に入ると聞いておりますけれども、総理からは、この2兆円パッケージにつきましては、12月上旬にまとめるよう指示をいただいております。したがって、次回子ども・子育て会議のタイミングでは、2兆円パッケージが政府の方針として決まった後のタイミングということになるかと思っております。

その際に、今後政府の中でこの提言を受けとめる形で、何をどこまで具体的に整理していくのかということに関しましては今後の作業でございますので、現時点で具体的にいろいろお尋ねのあった、無償化の範囲がどうなるかといったことについてお答えできる状況にはございません。いずれにしましても、2兆円パッケージというものは政府の方針として決まった時点で、当然その決まった内容の範囲でできる限り丁寧に具体的に御説明させていただきたいと思っております。

また、無償化については、3～5歳の問題と0～2歳の問題についてのお尋ねがございました。もともとこの2兆円パッケージの議論がある前から、政府与党の方針といたしまして、保育も含めて、幼児教育の無償化につきましては、環境整備と財源確保を図りながら段階的に進めるということが、累次の政府与党の方針として確認されているところでございます。

この環境整備というのが何を意味するのか。財源確保は明確なわけでありまして、環境整備ということと言うと、0～2につきましては待機児童が非常に多い状況がございますので、その部分をしっかりと解消していくことが、環境整備を図るということであり、そのことがまずは先決なのだろうと思っております。

そういったことを踏まえながら、もともと政府の段階的無償化の方針の中には、特に0～2とか3～5ということが分かれて整理されているわけではございませんので、0～5を含めた段階無償化という検討の文脈の中で、環境整備と財源確保というものをどういっ

た形で確保しながら、いろいろな問題を考えていくのかということになるのかなと思って
おります。

質の確保等の関係でございますが、もともとの幼児教育・保育の無償化というものは、
良質な幼児教育・保育を保障するという理念のもとに議論をされているものだと理解して
おりますので、あわせて質の向上に不断の努力を図っていくことは大変重要だと思います。
いろいろ議論がございました認可外の問題につきましても、これはあくまで自民党の提言
の中で書かれていることでございますけれども、あわせて質の向上を図るためにも、認可
外保育所の認可への移行促進等を進める必要があるということで、質の確保ということに
ついて十分留意が必要だということには言及されているということにつきましては、紹介を
させていただきます。

駒崎委員 ということは、12月上旬にもう取りまとめられるから、我々は子ども・子育て
で会議でもう聞くだけということで、大日向部会長代理がおっしゃったように、特に意見
を反映する機会はないということですね。

長田総務課長 2兆円パッケージとして、どの程度具体化をされるかというところはあ
ろうかとは思いますが、

西川参事官 続きまして、何人かの委員から御質問、御意見をいただいたところで、ま
ず加藤委員から共通のフォーマットというお話がございました。我々は、社会福祉法人で
あったり、学校法人であったり、企業であったり、事業者の方々の事務処理、事務手続の
問題、保護者の勤める企業の方にも就労証明書などといったことで、企業からもいろい
ろな事務負担が大きいのではないかなというように、あるいは自治体もいろいろなシステ
ムが違っているようですけれども、事務負担ということで御指摘いただいております。い
ろいろな関係者の方々から、もう少し事務負担を軽減していくべきではないかなという形で
我々のほうに御意見を頂戴しておりますので、そこは我々、あるいはほかの省庁なども一
緒に協力していただきながら、何分そこは事務費、管理費というところの問題もあります
ので、引き続き事務負担の軽減というところは我々も重く受けとめているということ、
とりあえず御紹介、御説明させていただきます。

加藤委員 一時預かり事業については、都内でこれから始める市区町村も多いのです。
フォーマットができていませんという御意見をいただいているので、利用実績をどの程度
とって、それを同じ書式で出せばいいかを、今だったら、情報を流していただければ市区
町村での統一が取りやすいので、急いでいただければと思います。

西川参事官 わかりました。

続きまして、木村委員から企業主導型の関係で、今年度1次募集、2次募集というこ
とで、今年度はこれで募集しないということで我々の方針としてあるわけですが、来
年度の方向性につきましては、予算編成過程の中で我々の中で一定の結論を出してい
きたいと思っております。いずれにいたしましても、この場で御報告を何かできるように
したいと思っておりますけれども、今、そういう状況だということでございます。

佐藤委員から、我々の用語の使い方ということで御指摘をいただいております。受け皿という用語の具体的な話はともかくとして、いずれにいたしましても、我々はこの分野は非常に国民的な注目も高い分野でもございますし、いろいろな関係の方々がかかわっているところでもございますので、引き続き丁寧に注意してまいりたいと思っております。一般的な話ではございますけれども、その旨、お話し申し上げたいと思います。

以上でございます。

無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、そろそろここで切らせていただきたいと思います。

一通り御意見を頂戴いたしました。今、ここでやっているのは子ども・子育て会議の基準検討部会ということでありまして、先ほどからも何度も言及がありましたが、12月中旬に子ども・子育て会議の本会議を開く予定がございます。そこで、本部会における意見も踏まえての御議論ということですので、本部会における議論、検討の方向性のある程度事務局で整理していただいて、それを子ども・子育て会議に示していただくようお願いしたいと思います。

もちろん、さまざまな御意見がありましたので、一つの結論を出すという形ではありませんけれども、こういう意見とこういう意見という形での整理になろうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、第35回「子ども・子育て会議基準検討部会」をここで終了いたします。お疲れさまでした。